

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例(平成14年市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(準産業廃棄物処理施設)

第3条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が、その業に関して設置する次に掲げる施設とする。

(1) 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条の4第5号ハの規定による。以下同じ。))であるものを除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が5立方メートル以下のもの、1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの又は火格子面積が2平方メートル未満のもの

(2) 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等(廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油をいう。))を除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が1立方メートル以下のもの、1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの又は火格子面積が2平方メートル未満のもの(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号の廃油処理施設を除く。)

(3) 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物(政令第2条の4第5号ロの規定による。))及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が100キログラム以下のもの又は火格子面積が2平方メートル未満のもの

(4) 産業廃棄物の焼却施設(前3号に掲げるものを除く。)であって、1時間当たりの処理能力が200キログラム未満のもの又は火格子面積が2平方メートル未満のもの

(事業計画書等の軽微な変更)

第4条 条例第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第12条の8に定める軽微な変更とする。

(関係住民)

第5条 条例第2条第8号に定める関係住民は、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 産業廃棄物処理施設の敷地の用に供する土地及びこれと一体的に使用する土地並びに産業廃棄物の搬入及び搬出のための通路として使用する土地(以下「事業用地」という。)の境界線から500メートルの区域内に生活の本拠がある者、当該区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び当該区域内に存する学校に在学する者

(2) 事業用地の境界線から500メートルの区域内にその一部の区域が含まれる町内会(市内に結成された町内会、自治会等で岡山市町内会名簿に登録されているものをいう。)が存する場合、当該町内会の区域内に生活の本拠がある者、当該町内会の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び当該町内会の区域内に存する学校に在学する者。ただし、前号に掲げる者を除く。

2 前項に掲げる者以外の者が、市長に対し当該産業廃棄物処理施設の設置又は産業廃棄物の処分に関し、環境保全上利害関係を有する旨文書で申し立てた場合において、その申立ての内容に相当の理由があると認められるときは、その者を関係住民とみなす。

3 前項の申立ては、第10条に定める様式第4号の申出書に準じた形式で行うものとする。

(事業計画書)

第6条 条例第6条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物処理施設の種類及び当該処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(2) 処理能力(当該処理施設が政令第7条第14号に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、埋立地の面積及び埋立容量)

(3) 産業廃棄物処理施設の処理方式、構造及び設備の概要

(4) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量並びにその処理方法

(5) 放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況

(6) 最終処分場等のうち政令第7条第14号に規定する施設を除く施設にあつては、処理後の産業廃棄物等の処理方法

(7) 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(8) 産業廃棄物処理施設の災害防止のための計画

(9) 産業廃棄物処理施設の設置に関連して必要とされる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)以外の法令に基づく許可、認可、届出等の種類

(10) その他住民の産業廃棄物処理施設の設置に対する不安を解消するために市長が必要と認める事項

2 事業計画書は、様式第1号によるものとし、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 省令第11条第6項第1号から第10号までに掲げる書類及び図面
- (2) 事業場における設備等の配置図
- (3) 政令第7条第14号に規定する施設にあっては、埋立処分計画書
- (4) 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図(施設から発生する排ガス及び廃水の処理系統図を含む。)
- (5) 事業用地及び隣地の切図又は地積図並びに登記簿の謄本
- (6) 施設に建築物を含む場合は、当該建築物の登記簿の謄本
- (7) 設置計画者が事業用地及び事業場の建築物の所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証する書類
- (8) 設置計画者が施設の所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証する書類
- (9) 事業に伴う他の法令等の所用手続の進捗状況を記載した書類
- (10) 産業廃棄物処分業の申請を伴う場合は、環境大臣が認定する講習会の修了証の写し
- (11) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物を扱う処分業の申請を伴う場合は、当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類、並びに分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類
- (12) 法第21条第1項に規定する技術管理者の資格を明らかにする書類。ただし、産業廃棄物処理施設が政令で定める産業廃棄物の最終処分場である場合を除く。
- (13) その他事業計画に関して市長が必要と認めるもの  
(調査項目)

第7条 条例第6条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 地盤沈下
- (2) 事業用地又はその周辺地域が特有の地形、地質等を有する場合であって、当該産業廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる周辺地域への環境に対する影響について特に調査の必要があると市長が認める事項  
(説明会等)

第8条 設置計画者は、条例第7条第1項の説明会を開催するに当たっては、関係住民の参集の便及び参集が予想される人数を考慮して開催場所及び日時を定め、開催前に様式第2号による周知計画書を市長に提出しなければならない。

- 2 設置計画者は、説明会を開催するときは、出席した関係住民に対し、事業計画書及び環境保全調査書の概要を記載した資料を配布するとともに、事業計画書及び環境保全調査書の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。
- 3 条例第7条第2項に定める報告は、説明会実施状況報告書(様式第3号)によるものとし、説明会で配布又は使用した資料等を添付しなければならない。
- 4 設置計画者は、説明会に出席できなかった関係住民から請求があった場合は、第2項に規定する資料を交付するよう努めなければならない。  
(告示及び縦覧)

第9条 条例第8条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 設置計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 最終処分場等の設置の場所
- (3) 最終処分場等の種類
- (4) 最終処分場等において処分する廃棄物の種類
- (5) 最終処分場等の処理能力(当該最終処分場等が政令第7条第14号に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 縦覧期間及び縦覧場所
- (7) 生活環境上の観点から意見を有する者は、申出書を提出することができる旨
- (8) 申出書の提出先、提出期限及び提出方法

2 条例第8条の規則で定める期間は、1月間とする。  
(申出書)

第10条 条例第9条第1項の申出書は、様式第4号によるものとする。  
(見解書)

第11条 条例第9条第3項の見解書は、様式第5号によるものとする。  
(事業計画書等の変更の届出)

第12条 条例第10条第1項の規定による事業計画書等の変更の届出は、事業計画書等変更届(様式第6号)によるものとする。  
(廃止届)

第13条 条例第11条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、事業計画廃止届(様式第7号)によるものとする。  
(処理実績報告書)

第14条 産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物処理施設設置者は、条例第15条に基づき毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の産業廃棄物の処分に関し、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した処理実績報告書(様式第8号)又は市長が処理実績報告書に代わるものとして認めた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物を処分した施設の所在地
- (3) 処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類、量及びその処分方法ごとの処分量

2 前項の規定にかかわらず、産業廃棄物の処分に対する住民の不安解消に資するため必要と認められる場合は、市長は、その必要の限度において、報告の対象とする処分期間及び提出期限を指定して、処理実績報告書の提出を求めることができる。

3 条例第15条第2項の規則で定める事項は、縦覧期間及び縦覧場所とする。  
(県外産業廃棄物の搬入の届出)

第15条 条例第20条に定める県外から搬入される産業廃棄物の届出は、様式第9号の市内搬入処分事前協議書(以下「搬入協議書」という。)により、最初の市内搬入処分予定日の3月前までに市長に提出するものとし、その搬入期間は2年を超えないものとする。ただし、搬入協議書を最初の市内搬入処分予定日の3月前(以下「提出期限」という。)までに市長に提出することが困難である旨の申立てが書面でなされ、市長がその申立てに理由があると認めた場合には、提出期限についてはこの限りでない。

2 前項の搬入協議書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市内搬入に係る産業廃棄物の分析証明書(作成に当たっては、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成6年市規則第82号)第8条の規定を準用する。)
- (2) 市内搬入に係る産業廃棄物の排出工程図及び写真
- (3) 市内搬入に係る産業廃棄物の処理に関する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者との契約書の写し並びに許可証の写し

3 市長は、搬入協議書の提出があったときは、必要に応じて県外事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の意見を求めるものとする。

4 搬入協議書を市長に提出した者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市内搬入処分変更協議書(様式第10号)により当該変更予定日の1月前までに市長に届け出なければならない。

- (1) 市内搬入に係る産業廃棄物の種類及び量
- (2) 市内に搬入する期間
- (3) 市内搬入に係る産業廃棄物を排出する施設の概要
- (4) 市内搬入に係る産業廃棄物を処理する者の氏名及び名称並びに住所
- (5) 市内搬入に係る産業廃棄物の発生に至る工程及び当該産業廃棄物の処分方法

5 第1項ただし書の規定は、前項に掲げる事項を変更しようとする者について準用する。この場合において、第1項ただし書中「搬入協議書」とあるのは「市内搬入変更協議書」と「最初の市内搬入処分予定日の3月前」とあるのは「当該変更予定日の1月前」と読み替えるものとする。

6 県外事業者は、搬入協議書の届出に係る産業廃棄物について2年を超えて市内に搬入しようとする場合には、2年を超える日の1月前までに更新の手続を行わなければならない。

(準用)

第16条 条例第22条に定める準産業廃棄物処理施設の設置又は管理に関しては、産業廃棄物処理施設(最終処分場等を除く。)に係る手続を準用する。

(書類等の提出部数)

第17条 条例及びこの規則の規定により、市長に提出しなければならない書類の提出部数は、次に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- (1) 事業計画書及び環境保全調査書(添付書類及び図面を含む。) 正本1部 副本5部
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの(添付書類及び図面を含む。) 1部

附 則 抄

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年市規則第33号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年市規則第46号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">事業計画書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">岡山市長 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">設置計画者 住所</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">(法人にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">電話番号</p> <p style="margin-top: 10px;">岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第6条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて事業計画書を提出します。</p>			
事業の内容	自己処理、処理業の別		
	処理の内容		
	処理する産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の種類		
事業の用に供する施設	種類及び処理能力		
	設置場所及び用地面積 (設置に係る土地)		
	構造及び設備の概要	別記のとおり	
	放流水の状況	放流水の有無：	放流水の水量、水質等は別記のとおり

関係する土地等	事業場に係る土地の概要	別記のとおり	
	事業場に隣接する土地の概要	別記のとおり	
	放流水の放流先の概要		
事業場の地元住民代表者	役職名	氏名	
	住所		
放流先の水利関係者	役職名	氏名	
	住所		
添付書類及び図面	・別添「事前計画書添付書類一覧表」のとおり		
<p>備考</p> <p>1 正本1部及び副本5部を提出すること。</p> <p>2 処理の内容については、許可の種類及び脱水、乾燥、焼却、破碎、埋立処分等の別を記載すること。</p> <p>3 施設の種類については、脱水施設、乾燥施設、焼却施設、破碎施設、最終処分場(安定型、管理型、遮断型の別)等の別を記載すること。</p> <p>4 最終処分場の処理能力については、埋立地の面積及び埋立容量を記載すること。</p>			
事務処理欄		受付欄	

様式第2号(第8条第1項関係)

様式第2号(第8条第1項関係)

周 知 計 画 書	
年 月 日	
岡山市長 様	
設置計画者 住 所	
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第7条第1項の説明会を開催しますので、同施行規則第8条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて周知計画書を提出します。	
事業計画書提出年月日	年 月 日
施設の種類, 設置計画場所	
説明会に関する事項	開催日時
	開催場所
	対象地域
	開催の周知方法
	配布する書類及び図面の名称
その他の記載事項	

様式第3号(第8条第3項関係)

様式第3号(第8条第3項関係)

説明会実施状況報告書 年 月 日		
岡山市長 様 設置計画者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号		
岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第7条第1項の説明会を開催しましたので、同第7条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて説明会実施状況報告書を提出します。		
事業計画書提出年月日	年 月 日	
施設の種類, 設置計画場所		
説 明 会 に 関 す る 事 項	開催日時	
	開催場所	
	対象地域	
	参加した者の氏名及び住所	
	経過及び概要 (説明会の内容及び意見の集約並びに今後の対応等)	
その他の記載事項		

[様式第4号\(第10条関係\)](#)

様式第4号(第10条関係)

<p>申 出 書</p> <p>年 月 日</p> <p>岡山市長 様</p> <p>申出者 住 所</p> <p>氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 連絡方法</p> <p>岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第9条第1項の規定により、次の施設の設置に関する申出書を提出します。</p>	
意見の対象となる設置計画者の氏名又は名称	
意見の対象となる施設の種類、設置場所	
環境保全上の観点からの意見	

[様式第5号\(第11条関係\)](#)

様式第5号(第11条関係)

<p>見 解 書</p> <p>年 月 日</p> <p>岡山市長 様</p> <p>設置計画者 住 所</p> <p>氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第9条第1項の申出に 対し、同条第3項の規定により、見解書を提出します。</p>	
<p>意見の対象となった施設 の種類、設置予定場所</p>	
<p>意見の要旨</p>	
<p>意見に対する見解</p>	

[様式第6号\(第12条関係\)](#)

様式第6号(第12条関係)

事業計画書等変更届		
年 月 日		
岡山市長 様		
設置計画者 住 所		
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号		
年 月 日付けで提出した事業計画書・環境保全調査書に記載されている内容を変更したので、岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第10条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
事業計画書等提出年月日	年 月 日	
施設の設置予定場所		
変更に係る事項	変更前	変更後

[様式第7号\(第13条関係\)](#)

様式第7号(第13条関係)

<p>事業計画廃止届</p> <p>年 月 日</p>	
<p>岡山市長 様</p> <p>設置計画者 住所</p> <p>氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>年 月 日付けで提出した事業計画書に係る事業計画を廃止しますので、岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第11条第1項の規定により、届け出ます。</p>	
施設の設置予定場所	
施設の種類	
事業計画廃止年月日	年 月 日

様式第8号(第14条関係)

岡山市長 様

報告者  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第15条第1項の規定により、報告します。

産業廃棄物を処理する施設の種類	処分した産業廃棄物の種類と年間処理量(単位 t・m <sup>3</sup> )					
	A					
	B					
合 計						

産業廃棄物を処理する施設の種類	処分後の産業廃棄物(単位 t・m <sup>3</sup> )							
	種 類	排 出 量	受 託 者				委託内容	委託量
			許可番号	氏名又は名称	住 所			
合 計								

- 備考 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処分した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。単位はt又はm<sup>3</sup>  
 2 処分した産業廃棄物の種類をA欄に、種類ごとの年間の処分量をB欄に記入すること。  
 3 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいう。

様式第9号(第15条関係)

産業廃棄物の市内搬入処分事前協議書

( 新規 ・ 更新 )

年 月 日

岡山市長 様

協議者 住 所  
(県外事業者) 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

当社から排出した産業廃棄物を岡山市内において処分したいので、岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第20条及び同施行規則第15条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて産業廃棄物の市内搬入処分事前協議書を提出します。

この搬入処分の実施に当たっては、最終処分又は再生に至るまでの間、排出事業者としての責任を自覚し、この搬入処分を委託する処理業者を十分に指導・監督するとともに、万一産業廃棄物処理施設等において問題が生じた場合は、貴職の指導内容に従います。

記

排出事業場：名 称

所在地

搬入期間： 年 月 日から 年 月 日まで

事業場における排出施設  
(排出工程)

中間処理施設から排出される場合は、その処理内容を記載すること。

上記施設から排出されるもののうち、岡山市内に搬入する産業廃棄物		種類					
		量					
排出施設で処理する前の産業廃棄物の排出事業者(排出施設が中間処理施設の場合に限る)		名称:					
		所在地:					
		業種等:					
処理内容	収集運搬	自己運搬(積替):	有・無				
		委託処理	収集運搬業者	名称:			
				所在地:			
				許可番号	運搬元:	第	号
					運搬先:	岡山市第	号
			積替:	有・無			
			備考(頻度等)				
	中間処理	中間処理業者	名称				
			所在地				
			許可番号:	岡山市第		号	
			処理方法:				
			備考(頻度等)				
	最終処分	最終処分業者	名称				
所在地							
許可番号:			岡山市第		号		
処理方法:							
備考(頻度等)							
当該搬入に係る担当者 氏名:			電話番号				

備考

- 1 当該協議書は、搬入開始予定日の3月前までに提出すること。
- 2 市内搬入の期限は、協議が調った後2年とし、これを超えて市内に産業廃棄物を搬入しようとする場合は、2年を超える日の1月前までに更新の手続きを行うこと。
- 3 添付書類
  - ・岡山市内に搬入する産業廃棄物に係る種類毎の分析証明書(含有試験及び溶出試験)
  - ・排出事業場における産業廃棄物の排出工程図(産業廃棄物の発生から、岡山市内に搬出するまでの工程図)
  - ・産業廃棄物の処理に係る処理業者(収集運搬業者及び処分業者)との契約書の写し
  - ・委託する処理業者(収集運搬業者及び処分業者)の許可証の写し(収集運搬業者にあつては、運搬元及び岡山市の許可証の写し)
  - ・排出された産業廃棄物の写真

産業廃棄物の市内搬入処分変更協議書

年 月 日

岡山市長 様

協議者 住 所  
(県外事業者) 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

当社から排出した産業廃棄物を岡山市内において処分しておりましたが、協議した内容に変更の予定がありますので、岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例第20条及び同施行規則第15条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて産業廃棄物の市内搬入処分変更協議書を提出します。

記

排出事業場：名 称

所在地

搬入期間： 年 月 日から 年 月 日まで

変更内容： 1 市内搬入に係る産業廃棄物の種類及び量  
(該当する内 2 市内に搬入する期間  
容の番号を ( 年 月 日から 年 月 日まで)  
○で囲んで 3 市内搬入に係る産業廃棄物を排出する施設の概要  
ください。) 4 市内搬入に係る産業廃棄物の処理業者の氏名、名称、住所  
5 市内搬入に係る産業廃棄物の発生工程及び処分方法

※変更内容が上記1, 3, 4又は5である場合は、裏面の該当欄に変更しようとする内容を記載すること。

事業場における排出施設 (排出工程)	中間処理施設から排出される場合は、その処理内容を記載すること。
-----------------------	---------------------------------

上記施設から排出されるもののうち、岡山市内に搬入する産業廃棄物		種類						
		量						
排出施設で処理する前の産業廃棄物の排出事業者(排出施設が中間処理施設の場合に限る)		名称:						
		所在地:						
		業種等:						
処理内容	収集運搬	自己運搬(積替: 有・無)						
		委託処理	収集運搬業者	名称:				
				所在地:				
				許可番号	運搬元:	第		号
					運搬先:	岡山市第		号
	積替: 有・無							
	備考(頻度等)							
	中間処理	中間処理業者	名称					
			所在地					
			許可番号: 岡山市第					
			処理方法:					
			備考(頻度等)					
	最終処分	最終処分業者	名称					
			所在地					
			許可番号: 岡山市第					
処理方法:								
備考(頻度等)								
当該搬入に係る担当者 氏名:		電話番号						

備考

- 当該変更協議書は、変更予定日の1月前までに提出すること。
- 市内搬入の期限を超えて市内に産業廃棄物を搬入しようとする場合は、期限を超える日の1月前までに更新の手続きを行うこと。
- 添付書類(変更の内容に係るものに限る。)
  - 岡山市内に搬入する産業廃棄物に係る種類毎の分析証明書(含有試験及び溶出試験)
  - 排出事業場における産業廃棄物の排出工程図(産業廃棄物の発生から、岡山市内に搬出するまでの工程図)
  - 産業廃棄物の処理に係る処理業者(収集運搬業者及び処分業者)との契約書の写し
  - 委託する処理業者(収集運搬業者及び処分業者)の許可証の写し(収集運搬業者にあつては、運搬元及び岡山市の許可証の写し)
  - 排出された産業廃棄物の写真
- 当初の市内搬入処分協議通知の写しを添付すること。